

みやこ
京の景観
ガイド
ライン

広告物編



更に 魅力ある広告景観へ

これまでの取組

京都市では、平成19年に新景観政策を実施し、屋外広告物等に関しては、屋上看板の全面禁止など、規制を強化するとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設け、美しく品格のある都市景観の形成を図ってきました。

広告景観の維持と向上

市民や事業者の協力のもと、屋外広告物の適正化に集中的に取り組んだ結果、違反広告物の適正化は99パーセントまで進みました。

また、違反広告物が是正されただけでなく、歴史的な町並みと調和しながらも洗練されたデザインの広告物や、全国規模で事業展開されている企業の京都仕様のサインなどが京都のまちに魅力を与えています。

これからも京都市は、規制によって広告景観を維持しながら、都市の魅力をもっと高めていくために、目立てばよいというものではない、誰からも心地よく見られる広告物によって、京都ならではの魅力ある広告景観づくりを推進します。

本ガイドラインについて

ガイドラインでは、屋外広告物の規制基準等を解説するとともに、魅力ある広告景観づくりに必要な視点や、質の高い広告物デザインのために配慮していただきたいポイントをまとめました。

魅力ある広告景観づくりは、市民や事業者の皆様とともに進めていくものです。看板を設置する、のぼりを置く、ポスターを貼るといった身近な広告景観づくりに携わる際に、広くご活用ください。

京の 景観ガイドライン 広告物編



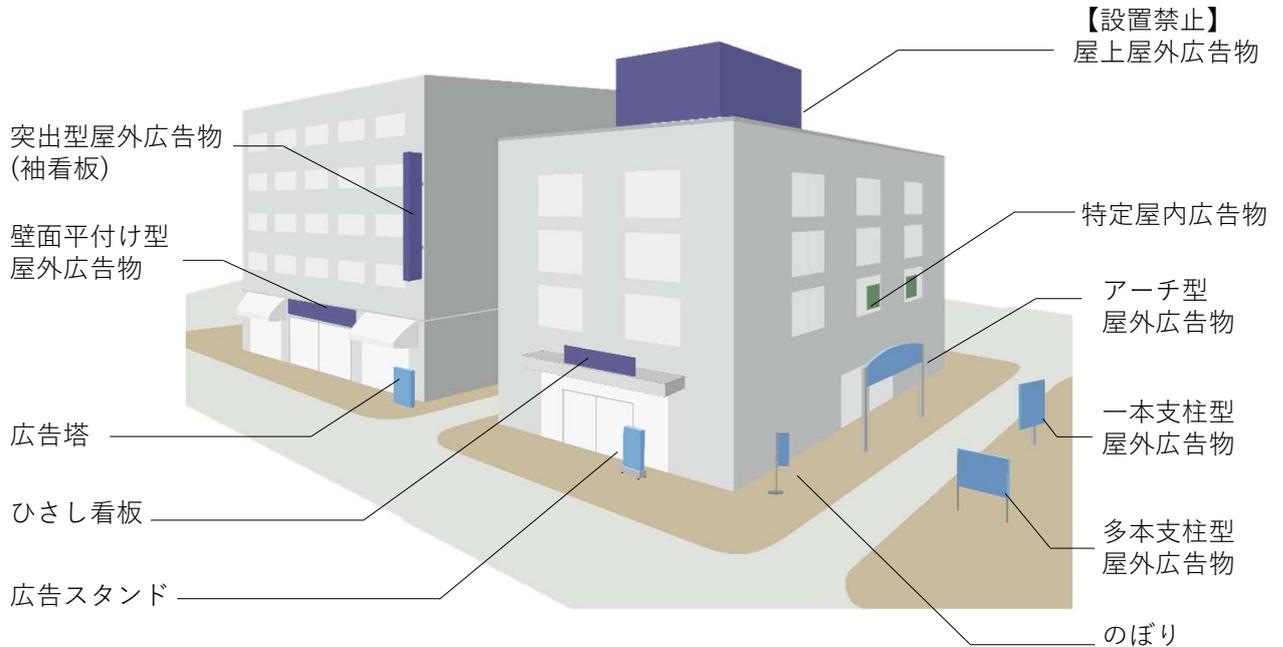
CONTENTS

- 1 魅力ある広告景観づくりのために
- 2 デザインの作法
- 3 広告物ごとの配慮事項
- 4 条例による規制
- 5 広告物に関する制度
- 6 安心・安全な屋外広告物
- 7 Q&A よくあるご質問

本ガイドラインの対象となる広告物

屋外広告物とは、屋外で常時又は一定の期間継続して公衆に向けて表示されるもので、看板や広告塔、ポスターなどだけでなく、建物や工作物の壁面に直接表示されたものも含まれます。表示される内容については、文字だけでなく、記号、商標、写真など一定のイメージを伝えるものや、注意書きや案内など商業広告以外の営利を目的としないものも含まれます。

また、京都市では、屋外広告物だけではなく、建物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物(特定屋内広告物)も規制の対象としています。



「京都市屋外広告物等に関する条例」の規制を受ける広告物の種類

■ 建築物等定着型屋外広告物

建築物や工作物に定着させて表示する屋外広告物

- 例 屋上屋外広告物【設置禁止】
突出型屋外広告物（袖看板）
壁面平付け型屋外広告物
ひさし看板 等

■ 独立型屋外広告物

土地に定着させて表示する屋外広告物及び広告スタンドなど移動できる屋外広告物

- 例 一本支柱型屋外広告物
多本支柱型屋外広告物
広告塔
アーチ型屋外広告物
広告スタンド
のぼり 等

■ 特定屋内広告物

建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物

【参考】屋外広告物法

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。